

土砂災害特別警戒区域等からの移転について

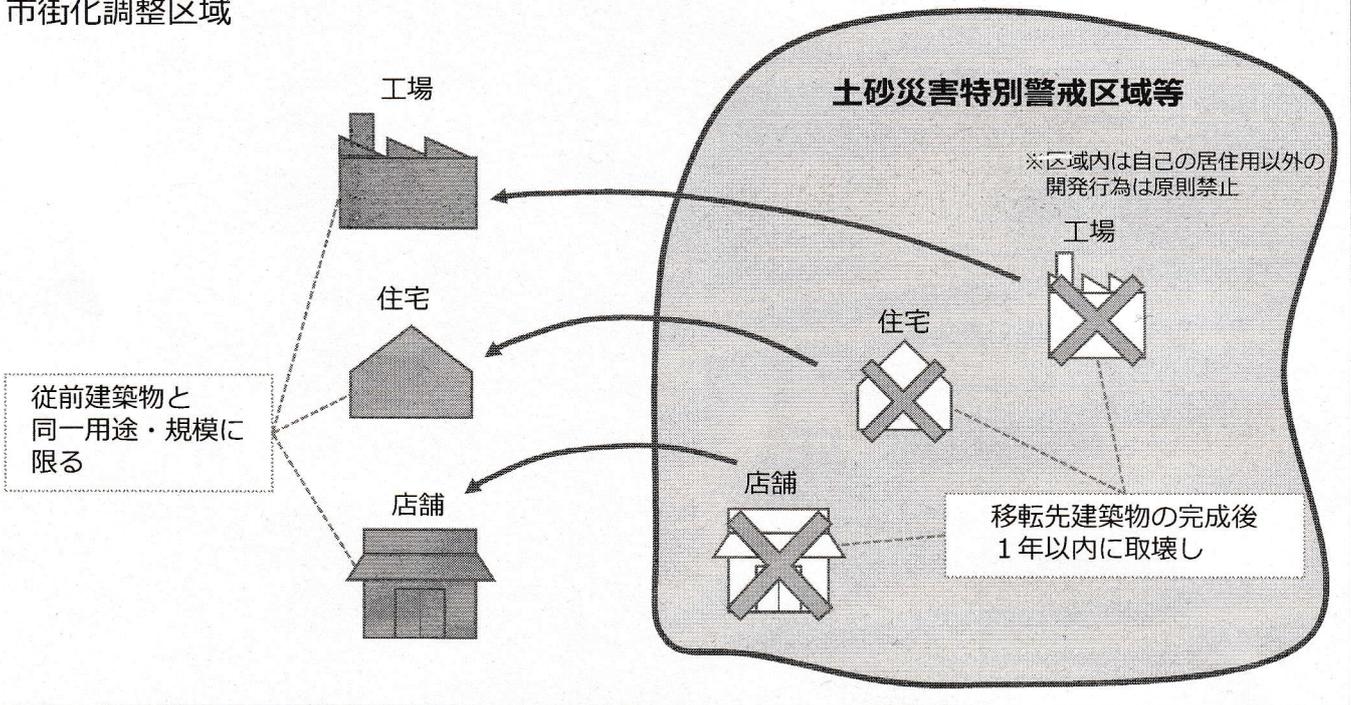
市街化調整区域は開発行為等が制限されていますが、市街化調整区域の土砂災害特別警戒区域等内の建築物等を区域外へ移転する場合は、都市計画法第34条第8号の2の適用により開発許可等を受けることができます。

※土砂災害特別警戒区域等とは
 災害危険区域（豊田市には該当ありません）
 地すべり防止区域（県指定）
 土砂災害特別警戒区域（県指定）
 浸水被害防止区域（県指定）
 急傾斜地崩壊危険区域（県指定）
 をいいます。

※開発許可等を受けるには技術的基準にも適合している必要があります。

土砂災害特別警戒区域等からの移転イメージ

市街化調整区域



移転に関する補助制度（がけ地近接等危険住宅移転補助事業）

住宅を除却し、豊田市内の安全な土地へ移転する場合に、補助が受けられる場合があります。補助対象等の詳細は建築相談課に御相談ください。

問合せ先

- 土砂災害特別警戒区域等の該当について
 愛知県 豊田加茂建設事務所 維持管理課 電話：0565-35-9319
- 都市計画法の開発許可等について
 豊田市 都市整備部 開発調整課（西庁舎4階） 電話：0565-34-6744
- がけ地近接等危険住宅移転補助事業について
 豊田市 都市整備部 建築相談課（西庁舎4階） 電話：0565-34-6649